

= 案 =

概要版

厚木市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画（第8期）



誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる
地域包括ケア社会 の実現に向けて

～高齢者等が、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくり～

令和3（2021）年 月

厚木市

第1章 計画策定の趣旨 (P5~12)

1 計画策定の背景と課題

- 更なる高齢化の進展
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- 「認知症施策推進大綱」に基づく認知症施策の推進
- 新型コロナウイルス感染拡大による高齢者の孤立化
- ひとり暮らし高齢者や要介護者の増加
- 社会的参加や地域交流の活性化の推進

2 計画の位置付けと性格

老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画
(介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画を包含して策定)

- 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画
- 第10次厚木市総合計画の個別計画
- SDGsの推進を図る計画

3 計画の期間

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年計画とします。

4 計画の対象者

原則として、厚木市内在住の65歳以上の高齢者とその介護者です。

5 日常生活圏域の設定

地区市民センター・公民館を設置している15地区を基本に、この地区を10グループに分けて日常生活圏域として設定します。(厚木北、厚木南、依知北・依知南、荻野、睦合北・睦合西、睦合南、小鮎・緑ヶ丘、玉川・森の里、南毛利、南毛利南・相川の10圏域)

6 計画の推進体制

医療、保健、福祉など、様々な分野における有識者からなる「保健福祉審議会」や、活発な地域福祉活動を展開している「地区地域福祉推進委員会」、地域福祉の推進役として、誰も排除しない福祉の地域づくりに取り組んでいる「社会福祉協議会」とともに、計画の推進を図ります。

また、地域住民や民間事業者、ボランティア団体などとの市民協働により様々な施策に取り組んでいくとともに、国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。

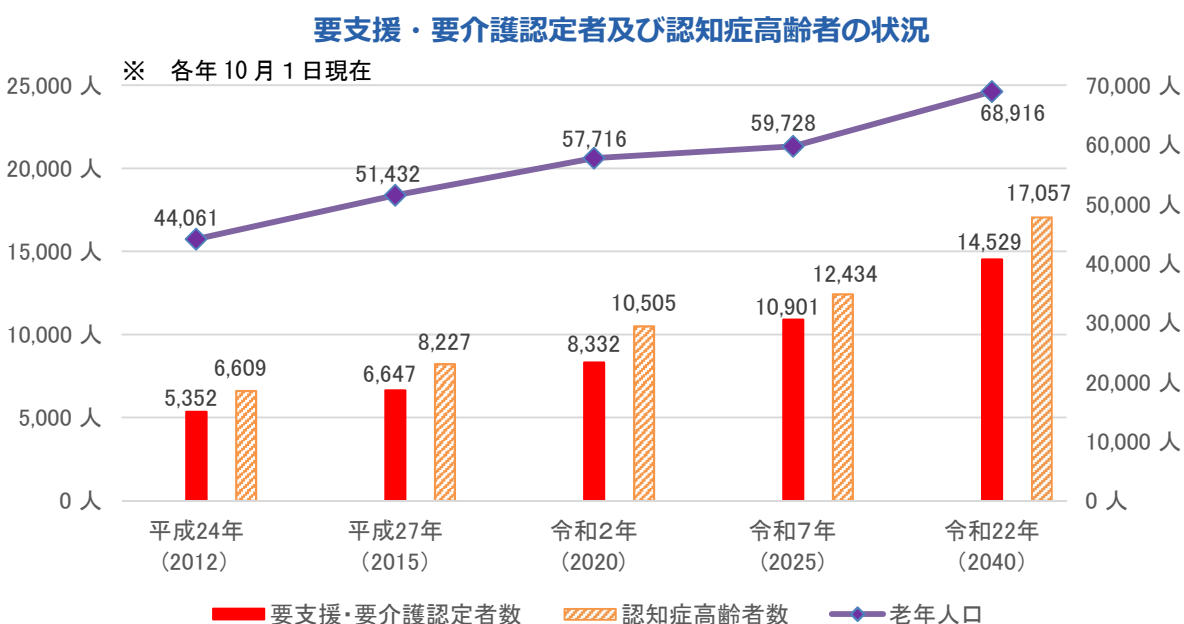
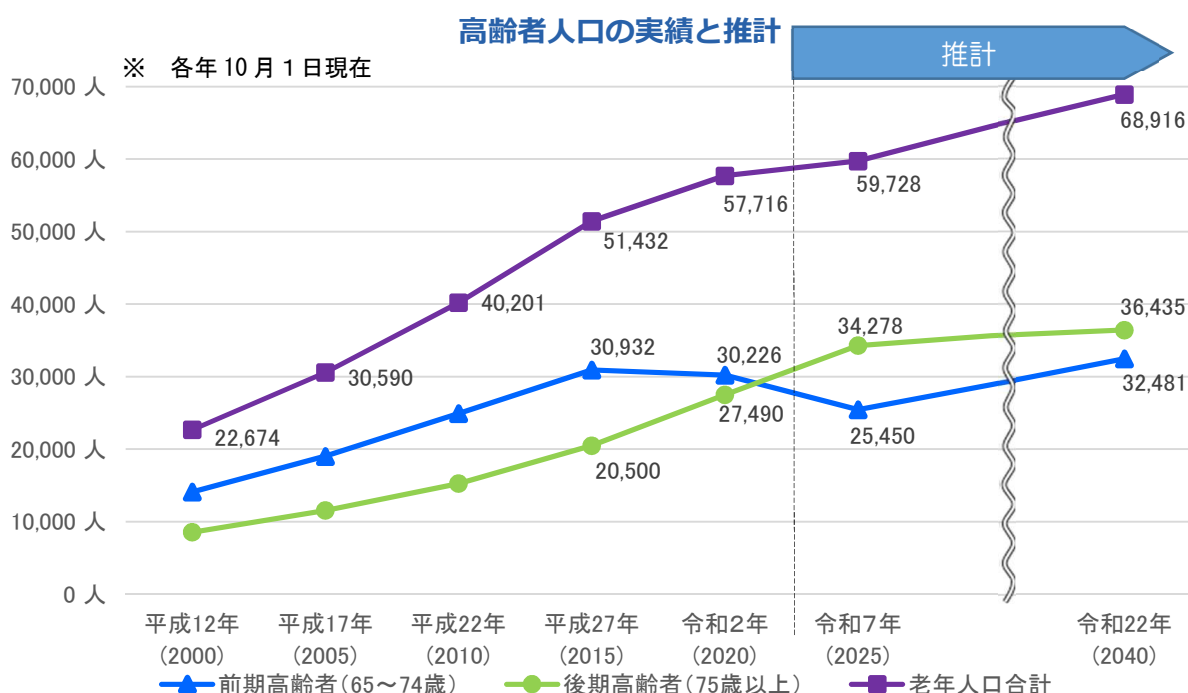
第2章 本市の状況 (P13~23)

1 高齢者人口の状況

65歳以上の老年人口は、一貫して増加しており、特に、75歳以上の後期高齢者は、平成27(2015)年から令和7(2025)年の10年間で1.67倍の34,278人となる見込みです。

2 要支援・要介護認定者及び認知症高齢者の状況

要支援・要介護認定者は、令和2(2020)年には8,332人を数え、平成24(2012)年の5,352人と比べ約1.5倍の認定者数となっており、高齢者人口の伸び率を上回る状況にあります。また、認知症高齢者も、高齢者人口の伸び率を上回る状況であり、令和7(2025)年には12,434人と推計しており、高齢者の約5人に1人となる見込みです。



第3章 計画の目指す姿と全体像 (P25~31)

将来像

基本理念

基本目標

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

高齢者等が、
生きがいを持って、
安心して生活できる
まちづくり

基本目標 1

地域のつながりが
深まり安心して
暮らせるまち



基本目標 2

健康で生きがいに満ち
た生活を送ることが
できるまち



基本目標 3

充実した
介護サービス等を
安定して
受けられるまち

施策の方向	達成された姿 (目指す姿)
1 地域包括支援センターの充実	地域包括支援センターを中心に地域全体で支える体制が構築され、生活上の困りごとを、いつでも気軽に相談でき、総合的に支援を受けることができる。
2 医療・介護・福祉・生活支援の提供体制の充実	地域の中で切れ目なく必要な支援やサービスを受けることができている。
3 生活支援サービスの充実	安心して生活できるサービスや居場所等が整っている。
4 地域特性に応じた住環境整備	多様な住まいが選択でき、かつ、バリアフリー等にも配慮された、高齢者が生活しやすい環境が整備されている。
5 権利擁護の推進	全ての高齢者の人権が尊重され、自分らしい生活を送ることができている。
6 認知症施策「共生と予防」の推進	認知症とその予防について正しく理解され、地域の中でも安心して生活することができている。
7 介護予防・健康づくりの推進と保健事業の充実	介護予防や健康増進に対する意識が高まり、自分の健康管理ができて、健康寿命が延びている。
8 社会参加と生きがいづくりの推進	就労や地域活動等により、様々な社会参加の機会が確保されている。
9 介護サービス等の充実	必要なときに必要とする良質な介護サービス等が受けられている。
10 安定した介護保険事業の運営	介護サービス等の需要、供給及び保険料負担とのバランスがとれている。

第4章 施策の展開 (P33~61)

基本目標 1

地域のつながりが深まり安心して暮らせるまち

施策の方向 1

地域包括支援センターの充実

現状と課題

- 超高齢社会を迎え、ひとり暮らし、寝たきり、認知症などの高齢者が急速に増加しています。また、高齢者の生活スタイルは多様化し、住み慣れた地域への定着意向が見られる中、買い物などの生活支援を頼む相手や困りごとを相談できる相手が身近にいないと感じる高齢者がますます増えることが懸念されます。身近な相談先として地域包括支援センターの必要性が高まっています。

主な取組

1 総合相談支援業務の強化

- 初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援の充実
- 地域における関係者によるネットワーク構築の促進
- 成年後見制度の活用促進及び高齢者等虐待の対応強化
- 地域に出向いた相談会の実施及び地域の実情を踏まえた相談支援の強化
- 地域包括支援センター連絡会での情報共有及び課題検討

2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の強化

- 地域包括支援センターを核とした地域ケア会議の充実
- ケアプラン点検の実施
- インフォーマルサービスの活用

3 介護予防啓発活動の推進

- 定期的な情報紙の発行等による継続的な周知活動の実施
- 認知症予防・介護予防の普及啓発及び指導者・団体の育成

施策の方向 2

医療・介護・福祉・生活支援の提供体制の充実

現状と課題

- 医療や介護を必要とする高齢者等が増加する中で、在宅生活を続けたいと希望する声が約6割を占めています。住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らし続けるためには、医療・介護・福祉といった専門サービスの連携強化だけでなく、生活支援サービスを含めたサービス提供体制の充実、調整機能の強化及び顔の見える関係づくりが求められます。

主な取組

1 在宅医療・介護・福祉・生活支援の提供体制の充実

- 地域ケア会議の充実
- 在宅医療・介護・福祉・生活支援に携わる人材の育成・確保

- 地域包括支援センターや専門職を支援する地域包括ケア連携センターの運営
- 在宅医療相談室「ルリアン」及び在宅歯科地域連携室の運営
- 在宅や介護施設での看（み）取りの推進
- 生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制の整備

2 在宅医療・介護・福祉の連携の強化

- 在宅医療・介護関係者の連携会議の開催
- 看（み）取りや認知症の研修を更に充実
- 顔の見える関係づくりの多職種連携研修会の開催
- 在宅療養あつぎマナー集や入院時の連携ツール・仕組みの活用促進
- 必要な連携ツールの検討と作成
- 看（み）取りについての理解を深めるための講演会等の実施

3 感染症及び災害時の対応の取組強化

- 災害時を含めた支援の場を提供する際の感染対策備品等の備えの検討
- サービス提供体制や利用者双方への対応方法の啓発
- 正確な情報共有の方法についての検討

4 関係市区町村の連携

- 地域資源の有効活用のための情報共有

施策の方向3

生活支援サービスの充実

現状と課題

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が在宅生活を継続するための外出支援や緊急時の支援を求める声が高くなっています。
- 住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、医療や介護のサービスのみならず、生活を支えるための様々な生活支援サービスや介護度の高い在宅介護者への支援の取組が必要です。

主な取組

1 生活支援体制の整備

- 福祉サービスによる在宅支援の充実
- 地域住民主体による生活支援の充実
- 生活支援コーディネーターの配置と助け合い活動団体や通いの場の拡充
- 就労的活動支援コーディネーターの配置の検討
- 介護予防・日常生活支援総合事業の展開

2 多様な事業主体との連携による支援体制の充実

- 適切な介護サービスを提供するため、ケアマネジャーの資質の向上
- 家族介護者への相談機能・支援サービスの強化
- 地域ケア会議による地域課題の明確化と対策の検討

3 緊急時体制への支援

- 緊急時における見守り体制の強化
- 救急医療情報セット、救急安心カードの活用促進

施策の方向4 **地域特性に応じた住環境整備**

現状と課題

- 高齢期になっても住み慣れた地域の自宅で生活したいと思う人は、7割を超えています。
- 高齢者のニーズや状況に応じた住まいを中心とした支援体制づくりと、様々な障壁を取り除いた人にやさしいまちをつくる必要があります。

主な取組

- 1 高齢者の状況に応じた多様な住まいの確保**
 - 高齢者向けの住宅や施設については、整備が進んでいない圏域での整備計画を推進
 - 有料老人ホーム設置者に対し、神奈川県と連携しながら協議を重ねて、介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、質の確保等に努めます。
- 2 既存住宅の高齢者向け環境への整備**
 - 住宅改修支援の充実
 - 住まいに関する相談体制の充実
- 3 暮らしやすいまちづくりの推進**
 - 公共施設・民間施設のバリアフリーの促進
 - 公園、公共交通、歩道などのバリアフリーの促進
 - スーパー、コンビニ、診療所などの生活利便施設の誘導
 - ごみ収集事業を活用した安否確認の実施
- 4 交通手段の確保**
 - 移動手段の利便性向上
- 5 安心・安全なまちづくりの推進**
 - 災害時等における避難支援体制の充実
 - セーフコミュニティの推進

施策の方向5 **権利擁護の推進**

現状と課題

- 超高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれる中、判断能力が不十分な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、虐待に対する取組や高齢者の権利を守る取組の必要性が高まっています。

主な取組

- 1 権利擁護に関する相談窓口の充実**
 - 成年後見制度の総合的な相談、高齢者や障がい者の虐待などの相談支援を行う権利擁護支援センターの機能充実
 - 地域包括支援センターにおける成年後見制度及び虐待に係る相談及び助言の実施
 - 個別訪問等のきめ細かな相談の機能充実
- 2 高齢者虐待の防止**
 - 高齢者・障がい者虐待防止ネットワークの推進
 - 虐待防止へ向けた啓発活動の充実
 - 老人福祉法に基づく措置の適切な実施

3 成年後見制度の普及啓発

- 成年後見制度市長申立てや成年後見制度利用支援事業などの実施
- 成年後見制度利用促進協議会の活用
- 中核機関の設置に伴う各種支援の実施
- 市民後見人の育成・支援
- 法人後見受任体制の構築

基本目標 1 基本目標 2

地域のつながりが深まり安心して暮らせるまち
健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまち

施策の方向6

認知症施策「共生と予防」の推進

現状と課題

- 超高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者が年々増加していくことが見込まれています。
- 認知症は特別な疾患ではなく、誰にでも起こり得る脳の病気であり、高齢者では加齢による物忘れや認知症になることへの不安が年々増加しています。幅広い世代に対して、認知症と認知症予防に関する正しい知識の普及啓発と理解促進を図り、地域で支える体制づくりが必要となります。

主な取組

1 認知症に関する理解の促進

- 認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を地域で見守り支える応援者である認知症サポーターの更なる養成
- 出前講座や認知症ケアパス配布などの継続的な市民啓発活動の実施
- 認知症についての認知症普及交流イベント（オレンジフェスタ）の実施

2 認知症予防の推進

- 認知症予防教室の開催
- 地域における高齢者の居場所づくりや活躍の機会・場の創出

3 認知症支援体制の充実・強化

- チームオレンジや認知症サポーターが地域で活躍できる仕組みづくり
- 認知症予防・介護予防の普及啓発指導者や団体の育成
- 認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの活動の充実
- 認知症高齢者等徘徊SOS ネットワークの強化推進
- 認知症高齢者等見守りステッカーの活用促進
- 医療・介護・福祉職に対する研修の機会の拡大
- 医療・介護・福祉職の相談先として認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム、在宅医療相談室「ルリアン」及び地域包括ケア連携センターの活用促進
- 認知症についての調査研究情報の共有

4 認知症の方やその家族の社会参加

- 認知症カフェや通いの場の情報提供
- 認知症カフェ開設の支援
- 就労も含めた多様な活動・交流支援について検討

基本目標 2

健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまち

施策の方向7

介護予防・健康づくりの推進と保健事業の充実

現状と課題

- 超高齢社会の進展に加え、要介護認定率や一人当たりの介護給付費は85歳以上で急増しています。
- また、介護サービスの需要は更に増加・多様化が見込まれている中で、地域で暮らし続けるためには、全ての高齢者を対象とした介護予防・健康づくりの推進が必要となります。

主な取組

- 1 自立支援型ケアマネジメントの推進
 - 介護予防・健康づくりの普及啓発
 - パンフレット配布や出前講座等による啓発
 - 疾病予防の健康教育等における普及啓発の実施
- 2 通いの場の体制の充実
 - 生活支援コーディネーターの配置
 - 地域課題と地域資源のマッチング
 - 感染症の予防やまん延防止のための普及啓発
 - 通いの場における感染対策備品等の備えの検討
- 3 地域の健康課題の分析を基に一体的な介護予防と保健事業の実施
 - 介護予防教室と相談業務の実施
 - ロコモティブシンドローム予防事業の充実
 - フレイル予防やオーラルフレイル予防事業の充実
 - 保健事業や介護予防における関係部署の連携強化
- 4 健康の保持増進
 - 特定（長寿）健康診査等の実施
 - がん検診の実施
 - 歯科・眼科健康診査の実施
 - 定期予防接種の実施
- 5 健康づくりの推進
 - 未病センターの利用促進
 - 健康あつぎ推進リーダー及び食生活改善推進員の養成
 - 各種健康相談・健康教育等の実施
 - 新あつぎ市民健康体操（あゆコロ体操）の普及
 - インターネットを活用した健康体操の推進
- 6 地域実情に応じた市独自の事業の検討
 - 保健福祉事業や介護保険事業によらない、厚木市独自の介護予防の検討

施策の方向8	社会参加と生きがいづくりの推進
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 平均寿命が延伸し、高齢者のライフスタイルや嗜（し）好も多様化する中、多くの高齢者が楽しみを実感できる活動に生きがいを感じています。地域社会の活力低下が懸念される中、高齢者が社会的役割を持って地域活動にも生きがいを感じながら、生涯現役で活躍し続けられる環境づくりの重要性が高まっています。 <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の多様な活動・交流の支援 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 高齢者の公民館講座等への参加の促進 ➤ 地域の実情に応じた交流事業の推進 ➤ 生涯学習講座やスポーツ活動などの多様な活動の推進 ➤ 住民主体の居場所づくりの推進 ➤ 安心して通うことができるよう感染予防の普及啓発や対策支援 2 ボランティアの育成支援 <ul style="list-style-type: none"> ➤ ボランティア活動者へのサポート ➤ 地域の生活支援サービスの担い手の創出 3 高齢者の就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 高齢者の多様な就労の場と機会の確保 ➤ 就労的活動支援コーディネーターの配置の検討 	

基本目標 3 充実した介護サービス等を安定して受けられるまち

施策の方向9	介護サービス等の充実
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 65歳以上の要介護及び要支援認定を受けていない市民の6割強の方が、介護が必要になったときに在宅介護を希望しており、そのうち家族中心に介護を受けたい方が1割、家族と介護サービスを組み合わせて介護を受けたい方が3割、家族に依存せず自宅で介護を受けたい方が2割となっています。 <p>また、介護サービス利用者の約8割の方が居宅サービスを利用していることから、居宅サービスの充実が求められています。</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護サービス等の充実と給付の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 給付費適正化主要5事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知）の実施 ➤ 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 	

2 介護職の人材確保支援

- 就職相談会の実施
- 資格取得等の研修費用の助成
- 転入奨励助成金、復職等奨励助成金及び奨学金返済助成金の支給

施策の方向 10

安定した介護保険事業の運営

現状と課題

- 超高齢社会の進展により介護給付費が増大しており、人材確保を始め安定した介護サービスの提供や介護保険料の適正な算出が求められています。介護ニーズの変化を見据えた、過不足ない適正なサービスの確保が必要です。

主な取組

1 事業計画期間における介護保険事業の見込み

- 各年度における種類ごとの介護サービス量の算出
- 各年度における必要定員数の算出
- 各年度における地域支援事業の量の算出と執行

2 中長期的な介護保険料の算出

- 要介護認定者及び認知症患者の増加等を考慮した中長期的な介護保険料の算出
- 収納対策の工夫による介護保険料の収納率の向上

3 介護サービス提供事業者に対する適正な指導・監督の実施

- 事業者への集団指導（適正な報酬請求の説明会）の実施
- 事業者への実地指導（事業所立入調査）の実施
- 業務効率化の取組

第5章 施策の進捗を測る指標 (P63~67)

本計画で位置付けた10の施策の進捗を測る指標は次のとおりです。

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元 (2019)年度	R3 (2021)年度	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度
施策の方向1 地域包括支援センターの充実				
取組1 総合相談支援業務の強化				
地域包括支援センターにおける総合相談件数	42,307件	42,500件	43,000件	43,500件
介護保険制度などで困ったときに地域包括支援センターを相談先として選択する人の割合	14.9%	—	—	20.0%
取組2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の強化				
地域ケア会議の開催数	74回	80回	85回	90回
ケアプラン点検実施事業者数	35事業者	50事業者	50事業者	50事業者
取組3 介護予防啓発活動の推進				
地域包括支援センターの認知度	53.0%	—	—	55.0%
地域包括支援センターの定期的な情報紙の発行	4半期に1回	4半期に1回	4半期に1回	4半期に1回
施策の方向2 医療・介護・福祉・生活支援の提供体制の充実				
取組1 医療・介護・福祉・生活支援の提供体制の充実				
地域包括ケア連携センターへの相談件数	154件	150件	150件	150件
在宅医療相談室「レリアン」への相談件数	55件	60件	65件	70件
取組2 在宅医療・介護・福祉の連携の強化				
多職種研修会の参加人数	578人	400人	400人	400人
連携が取れていると答える参加者の割合	78.0%	80.0%	82.0%	85.0%
取組3 感染症及び災害時の対応の取組強化				
携帯SOSネット登録者	8,688人	—	—	—
防災行政無線情報サービスの登録者	11,835人	—	—	—
施策の方向3 生活支援サービスの充実				
取組1 生活支援体制の整備				
地域住民による助け合い活動団体数	7団体	8団体	9団体	10団体
生活支援コーディネーターの人数	10人	10人	10人	10人
取組2 多様な事業主体との連携による支援体制の充実				
地域ケア会議の開催数(地域課題)	44回	20回	30回	40回
取組3 生活支援体制の整備				
緊急通報システム貸与件数	106件	125件	125件	125件

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元 (2019)年度	R3 (2021)年度	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度
施策の方向4 地域特性に応じた住環境整備				
取組1 高齢者の状況に応じた多様な住まいの確保				
要介護認定者に対する住宅・施設の割合	49.3%	50.0%	50.0%	50.0%
取組2 既存住宅の高齢者向け環境の整備				
住宅改修支援事業利用件数	596件	610件	620件	630件
取組3 暮らしやすいまちづくりの推進				
高齢者施策に関して、交通手段の整備を望む高齢者の割合	33.4%	—	—	33.0%
愛の一声ごみ収集事業の利用者	135世帯	—	—	—
取組4 安心・安全なまちづくりの推進				
災害時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定施設数	19施設	20施設	21施設	21施設
避難行動要支援者名簿（平常時）の同意者の割合	57.3%	60.0%	62.5%	65.0%
施策の方向5 権利擁護の推進				
取組1 権利擁護に関する相談窓口の充実				
権利擁護支援センターの相談受付件数（高齢者）	60件	420件	460件	490件
取組2 高齢者虐待の防止				
人権が侵害されたと感じる人がいる人の割合	19.6%	—	—	17.0%
高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議等の開催数	2回	2回	2回	2回
取組3 成年後見制度の普及・啓発				
法人後見を受任できる社会福祉法人数	1法人	2法人	3法人	5法人
パンフレット等の配布部数	4,500部	15,000部	15,000部	15,000部

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元 (2019)年度	R3 (2021)年度	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度
施策の方向6 認知症施策「共生と予防」の推進				
取組1 認知症に関する理解の促進				
認知症普及交流イベント（オレンジフェスタ）参加人数	—	150人	200人	250人
認知症サポーター数	15,404人	15,800人	16,000人	16,200人
取組2 認知症予防の推進				
認知症予防教室の参加人数	25人	50人	50人	50人
取組3 認知症支援体制の充実・強化				
地域版チームオレンジ結成数	—	2チーム	3チーム	4チーム
認知症初期集中支援チーム相談件数	4件	12件	15件	20件
取組4 認知症の方やその家族の社会参加				
認知症カフェ開設数	4施設	5施設	6施設	7施設
徘徊SOSネットワーク登録者	185人	295人	340人	385人
施策の方向7 介護予防・健康づくりの推進と保健事業の充実				
取組1 自立支援型ケアマネジメントの推進				
介護予防ケアマネジメント件数	7,232件	6,500件	6,600件	6,700件
取組2 通いの場の体制の充実				
出前講座等の参加者数	454人	850人	900人	950人
生活支援コーディネーターの人数	10人	10人	10人	10人
取組3 地域の健康課題の分析を基に一体的な介護予防と保健事業の実施				
介護予防教室参加者の生活機能改善率	73.4%	75.0%	75.0%	75.0%
取組4 健康の保持増進				
特定健康診査等受診率（40歳～74歳）	36.3%	38.0%	39.0%	40.0%
長寿健康診査等受診率（75歳以上）	39.5%	41.0%	41.1%	41.2%
がん検診受診率	24.5%	30.5%	30.5%	31.0%
取組5 健康づくりの推進				
未病センター利用者数	5,580人	6,300人	6,400人	6,500人
食生活改善推進員等養成講座・育成講座の参加者数	151人	200人	220人	240人

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元 (2019)年度	R3 (2021)年度	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度
施策の方向8 社会参加と生きがいづくりの推進				
取組1 高齢者の多様な活動・交流の支援				
生きがいを感じている人の割合	84.9%	—	—	85.0%
地域住民が主体となった居場所の箇所数	230箇所	235箇所	240箇所	245箇所
老人保養施設等利用助成券の利用件数	22,666件	29,960件	30,210件	30,540件
取組2 ボランティアの育成支援				
ボランティアセンターにおける登録団体加入者数	4,600人	4,700人	4,800人	4,900人
取組3 高齢者の就労支援				
シルバー人材センター会員数	1,060人	1,180人	1,200人	1,220人
施策の方向9 介護サービス等の充実				
取組1 介護サービス等の充実と給付の適正化				
ケアプラン点検実施事業者数	35事業者	50事業者	50事業者	50事業者
取組2 介護職の人材確保支援				
介護職の人材確保支援を受けて市内事業所（介護施設）に就労した人数	20人	28人	32人	36人
施策の方向10 安定した介護保険事業の運営				
取組1 事業計画期間における介護保険事業の適正な見込み				
要支援・要介護認定率	14.1%	14.8%	15.4%	16.1%
取組2 中長期的な介護保険料の算出				
介護保険料の収納率	98.6%	98.7%	98.7%	98.7%
取組3 介護サービス提供事業者に対する適正な指導・監督の実施				
事業所への実地指導件数	12件	30件	35件	40件

第6章 介護保険サービス量等の見込み

〔介護保険事業計画〕 (P 69～110)

1 計画の方針

計画の将来像である「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」を目指していくためには、必要とされる方に適正な介護サービスが提供されるよう介護サービスの基盤整備を図る必要があります。

- 1 「高齢者保健福祉計画における施策の展開」の取組方針を踏まえたサービス基盤整備を行い、在宅を基本とした上で、必要に応じた施設整備を行います。
- 2 第7期計画の実績に基づき、課題の整理を行い、一人当たりのサービス量、利用者数の推移を総合的に勘案しながら、成果目標及びサービス量等を見込みます。
- 3 地域の実情に応じ、多様な主体による日常生活支援、地域における包括的な相談や支援、在宅医療と介護の連携及び認知症高齢者への支援等を推進します。
- 4 介護保険料について、所得の低い被保険者の負担をできるだけ抑制するとともに、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かい保険料負担段階である多段階制とします。
- 5 良質な介護サービスの確保のため、事業者等の指導・監督や給付の適正化事業を充実します。
- 6 介護職の人材不足は全国的な課題であることから、サービスを担う人材の確保と定着に引き続き取り組んでいきます。
- 7 利用者の多様なニーズに対応するために、個々の特性に応じた多種多様な支援が求められています。介護職員等の資質の向上を図るとともに、高い専門性を持った介護サービス事業者を誘導するなど、質の確保に努めます。
- 8 良好かつ適切なサービス提供を継続するために、神奈川県と連携を図り、事業者に対して必要な助言等を行います。
- 9 災害に備えるためにケータイSOS、防災行政無線情報などのメーリングリスト、厚木市LINE公式アカウントへの登録を依頼するなど、今後も減災に向けた情報共有に努めて行きます。

厚木市ホームページ



あつぎメールマガジン



厚木市LINE公式アカウント



2 介護保険事業費の財源構成

保険給付費等の財源構成の基本は、総給付費の50%が第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40歳から64歳まで）の保険料、残りの50%は国・都道府県・市町村の公費で構成されています。令和3年度から令和5年度の3年間については、第1号被保険者の保険料の割合が「23%」、第2号被保険者の保険料の割合が「27%」と定められています。

また、第1号被保険者の保険料額は、保険者である本市が設定することになり、第2号被保険者の保険料額は、加入している医療保険の算定方法により算出されます。

